

第 1 7 回 総 会 議 事 録

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日 開 会

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 報告事項 1 中空知農業委員会協議会役職員等研修会について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について
- 協議事項 1 平成 3 1 年度農業施策に関する要請・要望について
- そ の 他

事務局出席者 水野事務局長・小倉係長・石黒主査
開 会 午後 2 時 5 4 分
閉 会 午後 4 時 0 9 分

第17回芦別市農業委員会総会議事録

平成30年11月30日、第17回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

1 出席委員

1	谷野一仁	2	水田守	3	
4	佐渡重仁	5	高橋正人	6	藪雄一
7	加藤譲	8	石尾豊	9	太田拓寿
10	山本英幸	11	脇島真一	12	北野俊之
13	高見明	14	山田光範	15	滝孝造
16	中住昭				

2 欠席委員

古田和男

3 議事録署名委員

佐渡重仁、高橋正人

事務局長 定刻前ですが皆様お揃いになりましたので、只今から第17回芦別市農業委員会総会を開催する。

会 長 初めに、会長からご挨拶をお願いします。

事務局長 第17回の総会に出席いただきありがとうございます。
(内容省略)

事務局長 ありがとうございます。これからの進行について議長よりお願いします。

議 長 本日の議事録署名委員を佐渡、高橋両委員にお願いします。
次に、諸般の報告をお願いします。

事務局長 本日、古田委員より欠席との連絡がありました。

議 長 次に、経過報告をお願いします。

事務局長 10月30日以降の経過について報告(内容省略)

議 長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

事務局長 議案の概要について説明(内容省略)

議 長 それでは、報告事項1「中空知農業委員会協議会役職員等研修会について」を事務局より報告願います。

事務局長 報告事項1について報告します(内容省略)

議 長 報告事項1について、質問・意見等はございませんか。
(質問、意見なし)

議 長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。
(加藤委員退席)

農地係長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。
今月の農地法第3条による申請は売買の1件です。
(議案書に基づき、内容を説明)

議 長 申請の内容は、別添調査書(資料NO.1)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
この件について意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。この件について原案

どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とする。事務局より説明願います。

事務局 長

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権の移転が1件と利用権の設定が2件です。

それでは、所有権の移転-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長
太田委員
議 長

所有権の移転-1について、担当委員から説明願います。

(所有権の設定-1の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、所有権の移転-1について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-1について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転-1については、原案のとおり決定しました。

(加藤委員着席)

続いて利用権の設定-1について、説明願います。

(薮委員退席)

事務局 長

それでは、利用権の設定-1について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長
水田委員
議 長

利用権の設定-1について、担当委員から説明願います。

(利用権の設定-1の調整内容について説明)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定-1について、意見等のある方は挙

手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－１について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－１については、原案のとおり決定しました。

(薮委員着席)

続いて利用権の設定－２について、説明願います。

事務局 長

それでは、利用権の設定－２について説明します。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料No. 2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長

利用権の設定－２について、担当委員から説明願います。

水田委員

(利用権の設定－２の調整内容について説明)

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－２について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－２について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－２については、原案のとおり決定しました。

議 長

全ての議案が終わりましたので、次に、協議事項1「平成31年度農業施策に関する要請・要望」についてを事務局より説明願います。

事務局 長

先月より、専門部会及び運営委員会において市に対しての「平成31年度農業振興方策に関する要望書」、JAに対する「芦別農業の振興に係る意見・要請書」について別紙資料No. 3及び別紙資料No. 4として案をまとめた。

議 長

この後、10分ほど休憩とするので、その間に一読していただき、確認・精査願いたい。

それでは、休憩に入ります。

(10分間休憩)

議 長

それでは再開いたします。

【協議結果】

市及びJAに提出する要請書・要望書の文案は、一部修正し、提出することとする。

1. 水田、畑作等振興対策について(市及びJA)
2. 担い手、農業後継者対策について(市及びJA)
3. 有害鳥獣被害対策について(市)
4. 専門職員の配置について(JA)

議 長

以上で協議事項を終わります。それでは次に、「その他」に入ります。

初めに、事務局から報告事項等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

農 地 係 長

○総会審議項目の追加について

農地法第18条に基づく農地の賃貸借に関する合意解約については、農業委員会の審議が必要との判断が農業会議より示されたため、今後は総会審議に諮るものとする。

○あっせんの取扱いについての協議(別紙参照)

農用地賃貸借及び売買におけるあっせんの取扱いにおいて地区ごとで考え方の一部に相違があることが見受けられることから、今一度確認しておきたい。

出し手より受け手が初めから決まってる案件については、あっせんの申出があった場合でも、法3条の相對申請となることを説明する。

あっせんは、農委が希望者の取りまとめを行い、受け手を決めることとなる旨、十分な説明を行うこと。

あっせんにおいて賃貸借をしている農地からあっせんにより売買に移行する場合と、法3条の賃貸借からあっせんにより売買を行う際の取扱いの違いについて協議したい。

北 野 委 員

そもそもあっせんは、出し手、受け手すべて農委に白紙委任するものである。

賃貸借があっせんから始まったものは、それは同じ白紙委

任で、農委があっせん基準に基づいて決めており、何人希望者がいようが、一番適切な者に決めている。

なので、その場合は、あっせん売買に移る時にも、優先権を有するものと判断する。

だが、法3条は相対であり、農委が承認はするものの相対はお互いの合意で始まったものだから、何年賃貸しようが、あっせんは白紙委任となるため、優先権はないと判断する。

これらのことを理解させておかなければならない。

加藤委員

法3条申請でも農委で全会一致で認めたもので、それが妥当なものだとの判断をしている。その相違が理解できない。

北野委員

3条で賃貸借をした者は、売買も3条にて行えばいい。どうしてもあっせんで売買したいという場合は、市あっせん基準に基づき行うべき。取りまとめの結果、現在の耕作者以外手が上がらなかった場合はその人に決まるのだから。

万が一複数の方が手を挙げた場合は、同等に判断し、あっせん基準に一番適合した方を選任する。

加藤委員

3条で今まで借りていた人は、そこに金も資材も投資してきている。あっせんで人が変わる場合、自分に権利がなくなるとは、担い手に対する損失であると思う。

担い手を生かすために3条の場合であっても認められないのか。納得できない。

北野委員

各地区の事情も多分にあるでしょうから、全市共通でのやり方は難しいかもしれないが、基本はそうである。

加藤委員

地区・地域間の差、など考え方の違いが今回の総会で証明された。

脇島会長

3条賃貸からあっせん売買になる場合、地域の中で気を利かせて他に手を上げないという配慮が、今までもあったと思う。しかし、あっせんの基本は同じである。

北野委員

3条も優先という誤解が農業者の中にもあったと思われる。

加藤委員

今まであっせんの選定を行った会議などの話を聞いたことがない、誰がどこで決めているのか。

農事組合・班単位にあっせん出るというが、複数の地域に農地を持っていても、所属班が違うというだけで手を挙げる

機会も与えられない。除外されている。統一性がない。

芦別全体で一本化する必要がある。

高橋委員

班が違って、個人的に近隣農地を所有している場合、取りまとめは流れているはず。

加藤委員

流れてきていない。ルール性がきちんと統一されていない。

北野委員

同じ農事でなくても農地を所有している隣接者には、取りまとめを行うことになっており、それは加藤委員の言うとおりである。

加藤委員

野花南地区は、今まで他と違うことがこれでわかった。この件はいつか聞いてみたいことだった。

芦別全体で統一感を持つべきだろう。農業委員会の明確なメッセージとして出すべきだろう。

北野委員

私も今まで皆同じようにやっているものだと思っていたが、今日初めてこのような話し合いをして違いがわかった。

佐渡委員

以前、自分の地域で農事組合長が連絡を回していないことがあった。加藤委員のところもそのようなこと原因だったのではないか。

加藤委員

今まで耕作者にも連絡が来ないのが実態。平等性公平性に欠けていた。今回、農業委員会でこのことを周知することにより透明性が出るものと思う。

また、人・農地プランは毎年作成されるはずだが、地域の話し合いもされていない。

事務局長

市で全農家にアンケートを行っている。今年も夏に出している。市農林課で集約し、地区ごとで座談会も行っている。

それを毎年、3月までにまとめている。

中住委員

私が班長の時に、加藤委員に連絡していなかったと思う。

農地係長

3条賃貸借からあっせん売買に移る場合は、一度白紙委任で再度、取りまとめ依頼の取扱いを行うこととする。

脇島会長

地区の中で今まで間違いがあったと思う。

議長

次回総会で今回のまとめた案を報告することとする。

農地係長

○平成31年中の賃貸借期間満了者についての説明（内容省略）

○平成31年度農業施策に関する要請・要望のスケジュールについて（内容省略）

(その他、内容省略)

議 長
北野委員
農地係長
議 長
滝 委 員

これらの件について何かご質問等はありませんか。
賃貸借リストの未相続人の確認は事務局であるのか。
事務局で連絡を取ります。
次に、JAたきかわから報告事項等があればご発言願います。
今年は減収減益。減収分の融資の案件について説明。

(以下、内容省略)

議 長

この件について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

無ければ次に土地改良区から報告をお願いします。

中住委員

臨時総会にて事業報告及び決算、予算編成について審議。

(以下、内容省略)

議 長

この件について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

このほか全体を通して何か意見等ありませんか。

(なしの声)

無いようですので、以上をもって、総会を終了する。